

公告 R5-13 号

令和 6 年 2 月 2 9 日

中越パルプ工業健康保険組合
理事長 福本亮治
(公印省略)

令和 6 年度任意継続被保険者に係る標準報酬月額算定基準について

健康保険法第 47 条に規定する任意継続被保険者に係る標準報酬月額の算定について
下記の通り、通知（昭和 51 年 6 月 16 日保険発第 63 号の 2）の規定により公告します。

記

1. 任意継続被保険者に係る標準報酬月額の算定については、下記の①及び②を比較して
いずれか低い方を任意継続被保険者の標準報酬月額とする。
 - ① 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
 - ② 当組合の令和 5 年 9 月 30 日における平均標準報酬月額を標準報酬月額の基礎とな
る報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

411,540 円 → 27 等級（新月額表…令和 6 年 4 月から適用） 410,000 円

2. 適用年月日 令和 6 年 4 月 1 日より

以上